

この回答は、令和元年8月1日から8月30日の期間に寄せられた質問について、日本建築行政会議設備部会が作成したものです。本質疑回答集は、令和4年3月11日時点で取りまとめられたもので、今後追加された場合は、同様にホームページに掲載いたします。

※ 同じ趣旨の複数の質問は整理して、回答しています。

日本建築行政会議 / 国土交通省住宅局建築指導課 / (一財)日本建築設備・昇降機センター

【令和4年3月31日公表分】

質問 No.	該当頁	該当箇所	質問	回答																												
第2章 換気設備																																
1	63	2-31 図2-31	<p>図2-31の⑥は、なぜSFDとしなければならないのか。</p> <p>[凡例]</p> <table border="1"> <tr> <td>⊙</td> <td>SFD 防火防煙ダンパー (煙感知器及び温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)</td> <td>Ⓢ</td> <td>煙感知器(熱煙複合式感知器を含む。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Ⓐ</td> <td>空調機</td> </tr> <tr> <td>⊘</td> <td>SD 防煙ダンパー (煙感知器と連動して閉鎖するダンパー)</td> <td>—</td> <td>耐火構造等の防火区画 (異種用途区画を除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>////</td> <td>異種用途区画</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>FD 防火ダンパー (熱感知器又は温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)</td> <td>—</td> <td>間仕切壁</td> </tr> <tr> <td>⊙</td> <td>SD (空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合はFD)</td> <td>⌒</td> <td>吹出し口</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⌒</td> <td>吸込み口</td> </tr> </table>	⊙	SFD 防火防煙ダンパー (煙感知器及び温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)	Ⓢ	煙感知器(熱煙複合式感知器を含む。)			Ⓐ	空調機	⊘	SD 防煙ダンパー (煙感知器と連動して閉鎖するダンパー)	—	耐火構造等の防火区画 (異種用途区画を除く)			////	異種用途区画	●	FD 防火ダンパー (熱感知器又は温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)	—	間仕切壁	⊙	SD (空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合はFD)	⌒	吹出し口			⌒	吸込み口	<p>A室は当該防火ダンパーに係る風道の換気口等がなく、煙感知器を設けていないため、火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖機構を有する防火ダンパーを設ける必要があります。また、B室の火災により煙が発生した場合に煙が他の階に伝播するおそれがあるため、当該防火ダンパーはB室の煙感知器と連動するSFDとしてください。</p>
⊙	SFD 防火防煙ダンパー (煙感知器及び温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)	Ⓢ	煙感知器(熱煙複合式感知器を含む。)																													
		Ⓐ	空調機																													
⊘	SD 防煙ダンパー (煙感知器と連動して閉鎖するダンパー)	—	耐火構造等の防火区画 (異種用途区画を除く)																													
		////	異種用途区画																													
●	FD 防火ダンパー (熱感知器又は温度ヒューズと連動して閉鎖するダンパー)	—	間仕切壁																													
⊙	SD (空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合はFD)	⌒	吹出し口																													
		⌒	吸込み口																													
2	66	2-35 ただし書きと図2-35の関係について	<p>ダクトを板厚0.8mm以上の鉄板製とし、吹出し口等を屋外避難階段から2m以上離れた位置に設けた場合でも、外壁貫通部分に防火ダンパーは必要か。</p>	<p>屋外避難階段の周囲より2m未満の範囲については、防火設備である1㎡以内のはめごろし戸以外は設けることができません。しかし、やむを得ない場合は、室内において火災が発生した際に火炎・煙により避難に支障をきたさないよう躯体貫通部にFDを設けるとともに、ダクトを板厚0.8mm以上の鉄板製とし、屋外避難階段から2m以上離れた位置に吹出し口等を設ける必要があります。 なお、取扱いについては建築主事等に確認してください。</p>																												

【令和2年3月31日公表分】

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
第1章 給排水設備				
1	5	1-3	屋外避難階段から2m未満の部分又は延焼のおそれのある部分を管が貫通する場合の制限はあるのか。	管の貫通部は開口部に該当しないので、当該部分を貫通しても差し支えありませんが、貫通部の隙間の塞ぎなどは適切に行う必要があります。詳しくは、建築主事等に確認してください。
2	7	1-3 表1-3-2について	表1-3-2中の「防火構造」とは、建築基準法第2条第8号の防火構造という認識でよいか。	貴見のとおりです。
3	7	1-3 表1-3-2について	表1-3-2「硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通」において、45分耐火性能の部分を通ずる場合は、「1時間耐火構造」を適用するという考え方でよいか。	貴見のとおりです。
4	29	1-19 図1-19-3について	図1-19-3の配管例2について、右側の床貫通部の配管は耐火二層管以外の使用は認められないのか。	大臣認定書の施工方法を確認し施工してください。
5	-	-	2013年版に記載のあった「1-12 給水タンク等とポンプ室がFRP製で一体形となっているものの設置について」が2019年版では削除されている。「給水タンクの6面点検が行えて、かつ、ポンプ室は給水設備のみ設置されており、汚染物質の流入するおそれがない構造であれば、衛生上支障がないものとして取り扱う」という運用に変更はないものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
第2章 換気設備				
6	67	2-37 終わり2行	2013年版と比較して「また、耐火性能の低下に繋がる配管等の貫通を無くすため、通常、設置を必要とせず又は法令上義務付けられていない設備は設置してはならない。」との文章が追加されている。従前通りの取り扱いであるが、その運用を厳格化すると解釈で宜しいか。	ご指摘のあった箇所については、2013年版講習会時の質問に対する回答を反映させました。 なお、付室や乗降ロビーに設置できる設備については、令第123条第3項及び令第129条の13の3第3項の規定によるものであり運用を厳格化するものではありません。
第4章 排煙設備				
7	98	4-6 表4-6-1第四号	表4-6-1第四号二について、「（法別表第1（い）欄で主たる用途が地階に存するものを除く。）」と告示の本文を省略して記載されているが、この書き方では「法別表第1（い）欄の特殊建築物で、主たる用途が地階に存する場合は地上階を含む建物全体で排煙告示の適用ができない」と誤解されないか。	貴見のとおりです。 「法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く」とします。
8	99	4-7 第二号②について	「天井等の高さ3m以上」は三号と同様に平均天井高3m以上と取り扱って支障ないか。	貴見のとおりです。
9	103	4-13 表4-13中、 (3)及び(4) 居室の床面積について	表4-13の(3)は複数の居室を100㎡以内で1つの区画とすることができ、区画内の各居室間を行き来可能であると考えており、(4)は「100㎡以下」という表現から、単独の居室にのみ適用できると考えてよいか。	貴見のとおりです。
10	109	4-20 3行目	「耐火構造等のシャフト」とあるが、これ以外にどのような構造が適用されるのか。	令第115条第1項第3号に規定される構造等が該当します。
11	109	4-20 図4-20-3	図4-20-3の注)の「避難階段」とは、建築基準法施行令第122条に規定される避難階段か。	避難に用いる階段を示します。
12	109	4-20 図4-20-3	図4-20-3の注)の「近辺」とは、避難階段から2m以内の部分を目指すのか。	2m以内に限らず、避難する際に支障となるようなところには設けるべきではありません。
13	112	4-26 下から1～2行目	「いずれの手動開放装置に拠っても排煙口が開放できること」とは各排煙口ごとの手動開放装置は図4-26-2のように上階及び下階の両方に必要か。	貴見のとおりです。
14	113	4-27 1行目大規模駐車場等について	大規模駐車場等とは何を想定しているのか。倉庫や店舗など大規模駐車場以外の用途も含まれるのか。	貴見のとおりです。

質問 No.	該当頁	該当箇所	質 問	回 答
第5章 非常用の照明装置				
15	151	5-4 図5-4-1 図5-4-2	図5-4-1と図5-4-2において、2013年版では「屋外避難階段等」とされていたが「屋外避難階段」に変更されている。その理由は何か。	平12建告第1411号のとおりに改めましたが、従前の取り扱いを否定するものではありません。
16	154	5-4 図5-4-6 【非常用の照明装置の設置免除例（第二号）】 ①地上への出口を有するもの	図5-4-6と同様に床面積30㎡以下の各居室から直接地上へ出られる場合であっても、例えば非常用の照明装置の設置を要する1階建ての特殊建築物で各居室と連絡する廊下（採光上有効に直接外気に開放された廊下ではない。）及び玄関を有する場合、当該廊下及び玄関は各居室からの避難経路となり得るため、非常用の照明装置の設置を要すると解してよいか。	貴見のとおりです。
17	157	5-5	P.95の4-2では、「遊技場等の用途に供する部分と一体とした利用が想定される建築物又は建築物の部分については、排煙設備の設置を免除しない」とあるが、5-5では「建築物の部分」についての言及がないため、遊技場等の用途に供する部分が小規模であっても、建築物全体として非常用の照明装置の設置を免除できないということか。	P.95の4-2と同様の考え方になります。
第6章 予備電源・制御監視設備				
18	206 ～ 208	6-19 (4) 2) 図6-19-1	「6-19自家用発電装置の設置場所等について」には、給排気ダクトには防火ダンパーを設置しない旨の記述があるが、発電機室は一般取扱所となることが多く、その場合には危険物の規制に関する政令の規定により、防火ダンパーの設置が求められる。この場合の取り扱いはどうすればよいか。	消防機関の指導に従ってください。
第7章 避雷設備				
19	238	7-10 傾斜地について	傾斜地だけでなく、平地でも敷地内でレベル差がある場合は一番低い箇所から算定するという考えでよいか。	貴見のとおりです。
第8章 防火区画貫通部措置工法				
20	257 258	8-2 表8-2	法第35条の3の居室を区画する耐火構造又は不燃材料で造られた壁等を配管やダクトが貫通する場合、令第112条第20・21項による措置が必要か。	貴見のとおりです。